実施　令和８年６月２２日

タクシー運賃料金表（山梨県A地区）

山梨県Ａ地区のタクシー運賃及び料金は、次のとおりでございます。

種別	車種	運賃及び料金	
距離制運賃	特定大型車	初乗運賃 1.1ｋｍまで	680 円
		加算運賃 204mまでを増すごとに	100 円
	大型車	初乗運賃 1.1ｋｍまで	640 円
		加算運賃 217mまでを増すごとに	100 円
	普通車	初乗運賃 1.1ｋｍまで	600 円
		加算運賃 231mまでを増すごとに	100 円
時間距離併用運賃	特定大型車	時速 10ｋｍ以下の走行時間について１分 15 秒までごとに	100 円
	大型車	時速 10ｋｍ以下の走行時間について１分 20 秒までごとに	100 円
	普通車	時速 10ｋｍ以下の走行時間について１分 25 秒までごとに	100 円
時間制運賃	特定大型車	30 分までごとに	5,030 円
	大型車	30 分までごとに	4,750 円
	普通車	30 分までごとに	4,490 円
深夜・早朝割増		22 時から５時まで	2 割増
迎車回送料金		１回 500 円とする	
早朝予約料金		午前１時から５時までの時間帯の配車又は待機する予約に適用する	1,000 円
障害者割引		障害者手帳・療育手帳にある写真を確認後に割引する	1 割引
運転免許返納者割引		運転経歴証明書の提示があった場合に割引する	1 割引

適用方

1　距離制運賃

（１）　運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。

（２）　運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの。

（３）　距離制運賃は、実車キロにより計算する。

（４）　時間距離併用運賃は、走行時速１０キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

ただし、次の区間は適用しない。

ア　迎車回送区間

イ　高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（旅客の都合により車両を待機させる場合を除く。）

（５）　割増は、距離短縮方式とする。

（６）　迎車回送料金は、運賃メーター器の表示額とする。

2　時間制運賃

（１）　時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

（２）　時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

（３）　時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引及び運転免許返納者割引のみ適用する。

3　運賃及び料金の割引

（１）障害者割引は、次による。

ア　割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

イ　割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間を含む）の運賃及び料金とする。

ウ　運賃及び料金の額は、距離制は運賃メーター器表示額又は時間制は上記２（２）により算出した運賃額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額とする。

（２）運転免許返納者割引は、次による。

ア　運転免許返納者割引は、運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けたものに適用する。

イ　運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に割引くものとする。

ウ　運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額に０．９を乗じ、１０円未満の端数を切り捨てた額とする。

エ　運転免許返納者割引は、他の割引との併用はできないものとする。

(一社)山梨県タクシー協会・㈲須玉三共タクシー